

議案第五十六号

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年九月十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和五十八年杉並区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「杉並区告示」の下に「又は東京都告示」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（容積率の最高限度）

第三条の二 計画図に表示する別表第二(ウ)欄に掲げる区域内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、同表(工)欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計

（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の五分の一を限度として算入しない。

3 第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合には、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しない。

4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合には、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

5 第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

第四条の見出し中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同条第一項を次のように改める。

計画図に表示する別表第二(才)欄に掲げる区域内においては、建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、同表(力)欄に掲げる数値を超えてはならない。

第四条第二項中「規定する区域内」の下に「（東京都計画蚕糸試験場跡地周辺地区地区計画及び東京都計画気象研究所跡地周辺地区地区計画の区域内に限る。）」を加え、

「、別表第二(工)欄」を「別表第二(カ)欄」に、「もつて同表(工)欄」を「もつて同表(カ)欄」に、「、同表(工)欄」を「同表(カ)欄」に改める。

第五条第一項中「別表第二(才)欄」を「別表第二(キ)欄」に、「同表(カ)欄」を「同表(ク)欄」に改める。

第六条中「別表第二(キ)欄」を「別表第二(ケ)欄」に、「同表(ク)欄」を「同表(コ)欄」に改める。

第七条第一項中「別表第二(ケ)欄」を「別表第二(サ)欄」に、「同表(コ)欄」を「同表(シ)欄」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、この条例に特別の定めがある場合には、適用しない。

第九条の二中「みなして」の下に「第三条の二、」を加える。

第十二条第一項第二号中「第四条」を「第三条の二第一項、第四条」に改める。

別表第一に次のように加える。

平成二十一年東京都告示第九百四十七号に定める東京都市計画成田東四丁目地区地区計画に表示する区域

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条・第七条関係）

地区 計画	
(ア)	用途の制限
(イ)	
(ウ)	容積率の最高 限度
(エ)	
(オ)	建ぺい率の最高 限度
(カ)	
(キ)	敷地面積の最低 限度
(ク)	
(ケ)	壁面の位置の制限
(コ)	
(サ)	高さの最高限度
(シ)	

東京都市計画蚕糸試験場跡地周辺地区区画	
計画図(二)表示の建築物の用途制限区域	
法別表に掲げる建築物以外の建築物	
計画図(三)表示の建築物の敷地面積に対する割合を定める区域	
十分の六	
計画図(三)表示の建築物の敷地面積を低める制限区域	
六平方メートル	
計画図(二)表示の建築物の位置を制限する区域	計画図(二)表示の建築物の位置を制限する区域
<p>杉並区特別区並道(側道)の境界線から建築物の壁若しくは柱の高さを二メートルを超える門若しくは塀の面積が、当該地区の敷地面積の十分の一以下であること。</p>	<p>隣地境界線から三階以上の建築物の壁に代わる柱の断面が、五メートル以上であること。</p>
計画図(二)表示の建築物の高さを制限する区域	
<p>十メートル以上の各号の建築物の長さ、区画の面積、用途、その他、当該地区の環境の整備、市街地の改善に資するもの又は中低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがあるものと認められるもの、この限りでない。</p>	<p>十メートル以上の各号の建築物の長さ、区画の面積、用途、その他、当該地区の環境の整備、市街地の改善に資するもの又は中低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがあるものと認められるもの、この限りでない。</p>

計都市東京	画区区辺地所研気計都市東京 計地地周跡究象画市	
すに計 る表画 地示図	域め限途物のる表二(一)計 るをのの建示(一)その 区定制用築すにの図	
宅の十 。共戸 。た同 。だ住 。以上	じ。欄画区地試計東京 。にの地区周画京 同項の地区辺蚕都 (イ)計地地跡系市	
	域め度最割対面の築物のる表一(一)計 るを高合するに敷敷面の建示(一)その 区定限のるに地積建築すにの図	
	じ。同欄項画区区辺地場試蚕計都市東京 。に(カ)の計地地地周跡験系画市	
すに計 る表画 低示図	区定限の地物のる表二(一)計 域め度最面の建示(一)その るを低積敷築すにの図	
1方百 トメ平	じ。同欄項画区区辺地場試蚕計都市東京 。に(ク)の計地地地周跡験系画市	
すに計 る表画 低示図	域め限置面物のる表二(一)計 るをのの建示(一)その 区定制位壁築すにの図	
のから敷 外地境 壁境界 又は物線	五面代又ののから隣 メまわは部三階地 トー柱これの以上境 ル・のに壁上物線	
すに計 る表画 低示図	るを高さ物のる表二(一)計 区定限のの建示(一)その 域め度最高築すにの図	
一 ル。メ 。八・ 。一五 。たト 。だ五	欄画地区場画東京 。にの地区跡蚕京 同項の地区周画都 (シ)計地地辺画市 計	い な な て さ 部 合 対 地 面 合 す 面 積 の 建 か が 生 上 及 び 障 衛

以す図でる
外区に計事
域示画頂

二
る以メ合のの代は
る以下メ計の中心
もの下トが長さの
置のであト三の柱
そこれるに
の物置これ
の他物置これ
に類する
用途に
し、軒の
高さ、二
・三、以
ト、ル、
つ、床、
積、合、
が五、
メ、平、
以、方、
内、ト、
る、の、
あ、ル、

一
なこの場
い。限は
。壁又、
外壁、
はこれ、
代わる柱
の中心線
の長さの
合計が三
メトであ
以下であ
るもの、
他の物置
の物置、
に類する
用途に
し、軒の
高さ、二
・三、以
ト、ル、
つ、床、
積、合、
が五、
メ、平、
以、方、
内、ト、
る、の、
あ、ル、

一
なこの場
い。限は
。壁又、
外壁、
はこれ、
代わる柱
の中心線
の長さの
合計が三
メトであ
以下であ
るもの、
他の物置
の物置、
に類する
用途に
し、軒の
高さ、二
・三、以
ト、ル、
つ、床、
積、合、
が五、
メ、平、
以、方、
内、ト、
る、の、
あ、ル、

一
なこの場
い。限は
。壁又、
外壁、
はこれ、
代わる柱
の中心線
の長さの
合計が三
メトであ
以下であ
るもの、
他の物置
の物置、
に類する
用途に
し、軒の
高さ、二
・三、以
ト、ル、
つ、床、
積、合、
が五、
メ、平、
以、方、
内、ト、
る、の、
あ、ル、

計画に示す中
の住宅区域

計画に示す低
住宅区域

千平方
メートル

百五十
平方
メートル

計画に示す低
住宅区域

一 敷地境界線から
二 敷地境界線から
三 敷地境界線から
四 敷地境界線から
五 敷地境界線から
六 敷地境界線から
七 敷地境界線から
八 敷地境界線から
九 敷地境界線から
十 敷地境界線から
十一 敷地境界線から
十二 敷地境界線から
十三 敷地境界線から
十四 敷地境界線から
十五 敷地境界線から
十六 敷地境界線から
十七 敷地境界線から
十八 敷地境界線から
十九 敷地境界線から
二十 敷地境界線から
二十一 敷地境界線から
二十二 敷地境界線から
二十三 敷地境界線から
二十四 敷地境界線から
二十五 敷地境界線から
二十六 敷地境界線から
二十七 敷地境界線から
二十八 敷地境界線から
二十九 敷地境界線から
三十 敷地境界線から
三十一 敷地境界線から
三十二 敷地境界線から
三十三 敷地境界線から
三十四 敷地境界線から
三十五 敷地境界線から
三十六 敷地境界線から
三十七 敷地境界線から
三十八 敷地境界線から
三十九 敷地境界線から
四十 敷地境界線から
四十一 敷地境界線から
四十二 敷地境界線から
四十三 敷地境界線から
四十四 敷地境界線から
四十五 敷地境界線から
四十六 敷地境界線から
四十七 敷地境界線から
四十八 敷地境界線から
四十九 敷地境界線から
五十 敷地境界線から
五十一 敷地境界線から
五十二 敷地境界線から
五十三 敷地境界線から
五十四 敷地境界線から
五十五 敷地境界線から
五十六 敷地境界線から
五十七 敷地境界線から
五十八 敷地境界線から
五十九 敷地境界線から
六十 敷地境界線から
六十一 敷地境界線から
六十二 敷地境界線から
六十三 敷地境界線から
六十四 敷地境界線から
六十五 敷地境界線から
六十六 敷地境界線から
六十七 敷地境界線から
六十八 敷地境界線から
六十九 敷地境界線から
七十 敷地境界線から
七十一 敷地境界線から
七十二 敷地境界線から
七十三 敷地境界線から
七十四 敷地境界線から
七十五 敷地境界線から
七十六 敷地境界線から
七十七 敷地境界線から
七十八 敷地境界線から
七十九 敷地境界線から
八十 敷地境界線から
八十一 敷地境界線から
八十二 敷地境界線から
八十三 敷地境界線から
八十四 敷地境界線から
八十五 敷地境界線から
八十六 敷地境界線から
八十七 敷地境界線から
八十八 敷地境界線から
八十九 敷地境界線から
九十 敷地境界線から
九十一 敷地境界線から
九十二 敷地境界線から
九十三 敷地境界線から
九十四 敷地境界線から
九十五 敷地境界線から
九十六 敷地境界線から
九十七 敷地境界線から
九十八 敷地境界線から
九十九 敷地境界線から
一百 敷地境界線から

計画に示す中
の住宅区域

二十
メ
ー
ト

ト方がの床か下ト三がのしにるに他置る下ト三合長心柱代こ壁 (-)い限はすかの又次の
ルメ五合面つでルメ二高、供用類これ物のもであ以、計さ線の中るには外。り、るにいのはの部
以、平計積、、以、さ軒途すれの物にあ以、計さ線の中るには外。り、るにいのはの部 (二)(-)が

計画に示す中層住宅地区の区分表	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">三</p> <p> 号千は号百道 路百同路四第 線三第線十千 に十二又一四 </p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>ト</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p> 柱の代わは 又ははははは に代はははは </p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">二</p> <p> 号百道 路百六第 線八十八 </p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>ト</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p> 柱の代わは 又ははははは </p> </div> </div>	<p>一</p> <p> 面 分 市 路 境 画 計 都 道 画 路 計 都 計 </p>

都 東 市 京	
一 計 に 画 表 図	
る 次 建 に 掲 築 げ 物	
一 計 に 画 表 図	
の 十 四 分	
一 計 に 画 表 図	
方 千 メ 平	
一 計 に 画 表 図	
一 三 計 に 画 表 示 図	<p>面する部分、道路、境界線、外壁、柱の代わり、柱の面、四角、だし、当該、満たない、距離、又は建築物、物の部分、物の置き、その他、この用途、高さ、二・三メートル、下の床、積、五平方メートル以内、この場合、限り、この場合、</p>

計 荻 三 目 区 画
画 窪 丁 地 地 区 画
計 地 地 区 画

示 地 画
区 区 区
域 計 算

以 外 的 建 築 物
一 住 宅 共 同 住 宅
二 住 宅
三 所 事 務 所
四 校 学 校 学 校
五 老 人 保 健 所
六 診 療 所
七 巡 査 所
八 公 所
九 公 所
十 公 所
十一 公 所
十二 公 所
十三 公 所
十四 公 所
十五 公 所
十六 公 所
十七 公 所
十八 公 所
十九 公 所
二十 公 所
二十一 公 所
二十二 公 所
二十三 公 所
二十四 公 所
二十五 公 所
二十六 公 所
二十七 公 所
二十八 公 所
二十九 公 所
三十 公 所
三十一 公 所
三十二 公 所
三十三 公 所
三十四 公 所
三十五 公 所
三十六 公 所
三十七 公 所
三十八 公 所
三十九 公 所
四十 公 所
四十一 公 所
四十二 公 所
四十三 公 所
四十四 公 所
四十五 公 所
四十六 公 所
四十七 公 所
四十八 公 所
四十九 公 所
五十 公 所

示 地 画
区 区 区
域 計 算

示 地 画
区 区 区
域 計 算

ル 一 だ 上 必 益 公 上 建 物 につ いて は こ の 限 度 以 下 に 限 り ます。

示 地 画
区 区 区
域 計 算

す る 壁 面 の 制 限 掲 げ の 線 によ り 示 され ます。
一 公 道 沿 道 線
二 公 道 沿 道 線
三 公 道 沿 道 線
四 公 道 沿 道 線
五 公 道 沿 道 線
六 公 道 沿 道 線
七 公 道 沿 道 線
八 公 道 沿 道 線
九 公 道 沿 道 線
十 公 道 沿 道 線
十一 公 道 沿 道 線
十二 公 道 沿 道 線
十三 公 道 沿 道 線
十四 公 道 沿 道 線
十五 公 道 沿 道 線
十六 公 道 沿 道 線
十七 公 道 沿 道 線
十八 公 道 沿 道 線
十九 公 道 沿 道 線
二十 公 道 沿 道 線
二十一 公 道 沿 道 線
二十二 公 道 沿 道 線
二十三 公 道 沿 道 線
二十四 公 道 沿 道 線
二十五 公 道 沿 道 線
二十六 公 道 沿 道 線
二十七 公 道 沿 道 線
二十八 公 道 沿 道 線
二十九 公 道 沿 道 線
三十 公 道 沿 道 線
三十一 公 道 沿 道 線
三十二 公 道 沿 道 線
三十三 公 道 沿 道 線
三十四 公 道 沿 道 線
三十五 公 道 沿 道 線
三十六 公 道 沿 道 線
三十七 公 道 沿 道 線
三十八 公 道 沿 道 線
三十九 公 道 沿 道 線
四十 公 道 沿 道 線
四十一 公 道 沿 道 線
四十二 公 道 沿 道 線
四十三 公 道 沿 道 線
四十四 公 道 沿 道 線
四十五 公 道 沿 道 線
四十六 公 道 沿 道 線
四十七 公 道 沿 道 線
四十八 公 道 沿 道 線
四十九 公 道 沿 道 線
五十 公 道 沿 道 線

	計地丁東成計都東 画区区目四田画市京	
	域で街かA示一計 の区ら街すに画 区まE区る表図	
五 のすら他所衆所派 前るにこれの電、出 各も類れの話公	四 のね途すら他所 巡るを兼用類れ 査も兼用類れ	八 る附築号のすら他所衆 も属物の前るにこれ電 のすに建各も類れ話
	域の街る示に図計 区区Eす表一画	
	の十 六分	
	域で街かA示一計 の区ら街すに画 区まE区る表図	
	の十 四分	
	域で街かA示一計 の区ら街すに画 区まE区る表図	
	ル！方千 トメ平	
	のA示一計 区街すに画 域区る表図	
の代はのらう線路いての（ 面わこれ外建。と境境の項以下 まるれ壁築。と境境の項以下 で柱に又物かい界道におこ	一 三に計画 示る壁面 の位置の 制限の欄 に掲げら 線（以下 この項に おいて 「壁面制 限の線に と。に う。に よつて表 示する道 路境界線 （以下こ の項にお いて「道 路境	又 は こ れ の 代 わ る 柱 の 面 積 に ま る ト メ ！
	のD示一計 区街すに画 域区る表図	
（ 境 界 と な る 線	算物のを部築にの塔塔機段さ建 入の当該分の物他他塔塔機段さ建 すの高該のの類これ屋、塔塔機段さ建 る。さに築の屋する、窓、塔塔機段さ建 。にに築上建らそ見飾、昇降階のの高	

る 附 築 号
も 属 物 の
の す に 建

<p>の E 示 一 計 区 街 す に 画 域 区 る 表 図</p>	
<p>得 を 一 平 方 及 真 南 東 方 向 各 部 分 線 制 限 境 界 高 さ の 各 部 分 建 築 物 二 ト ル 十 メ ー</p>	<p>ル 二 の 代 は の ら る の 示 よ 限 (の の 二 三 ト 十 の 代 は の ら 境 は つ る 号 画 示 図 ず か 規 二 ル 六 メ 面 わ こ 外 建 物 の する づ の 壁 境 の 二 計 十 四 の 代 は の ら 境 は つ る 号 画 示 図 ず か 規 二 ル 六 ー ま れ 壁 築 物 か 限 も 表 に 線 面 界 界 公 示 画 四 メ ー ま れ 柱 に 又 築 物 か 道 路 一 区 表 画 計 画 規 定 前 号 の ト で 柱 に 又 築 物 か 限 も 表 に 線 面 界 界 公 示 画 四 メ ー ま れ 柱 に 又 築 物 か 道 路 一 区 表 画 計 画 規 定 前 号 の</p>

一の示Fの にす街区 表る区域
から建 築物 又は 壁又 は これに 代わ る柱 の 面 積 で ト ル メ

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新たに成田東四丁目地区に建築物に関する制限を定める等の必要がある。

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表（抄）

新 条 例
 旧 条 例

（適用区域）

第二条 この条例の適用を受ける区域は、別表第一に掲げる杉並区告示又は東京都告示に定める地区計画（以下「地区計画」という。）の区域とする。

（容積率の最高限度）

第三条の二 計画図に表示する別表第二ウ欄に掲げる区域内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、同表（工欄）に掲げる数値を超えてはならない。

2 | 前項に規定する建築物の容積率の算定の

基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車

（適用区域）

第二条 この条例の適用を受ける区域は、別表第一に掲げる杉並区告示に定める地区計画（以下「地区計画」という。）の区域とする。

3 | ための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の五分の一を限度として算入しない。

3 | 第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しない。

4 | 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面

と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合には、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

5 第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。

(建ぺい率) の最高限度

第四条 計画図に表示する別表第二才欄に掲げる区域内においては、建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)は、同表力欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定す

(建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)

第四条 計画図に表示する別表第二ウ欄に掲げる区域内においては、建築面積の敷地面積に対する割合は、同表工欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定す

る区域内（東京都市計画蚕糸試験場跡地周
辺地区地区計画及び東京都市計画気象研究
所跡地周辺地区地区計画の区域内に限
る。）においては、第一号又は第二号のい
ずれかに該当する建築物にあつては別表第
二カ欄の数值に十分の一を加えたものを
もつて同表力欄の数值とし、第一号及び第
二号に該当する建築物にあつては同表力欄
の数值に十分の二を加えた数值をもつて
同表力欄の数值とする。
一及び二 略

（敷地面積の最低限度）

第五条 計画図に表示する別表第二キ欄に掲
げる区域内においては、建築物の敷地面積
は、同表ク欄に掲げる数值以上でなければ
ならない。ただし、区長が地区施設その他
これに類するものの整備のためやむを得な
いと認める場合においては、この限りでな
い。

る区域内

においては、第一号又は第二号のい
ずれかに該当する建築物にあつては、別表
第二工欄の数值に十分の一を加えたものを
もつて同表工欄の数值とし、第一号及び第
二号に該当する建築物にあつては、同表工
欄の数值に十分の二を加えた数值をもつて
同表工欄の数值とする。
一及び二 略

（敷地面積の最低限度）

第五条 計画図に表示する別表第二才欄に掲
げる区域内においては、建築物の敷地面積
は、同表力欄に掲げる数值以上でなければ
ならない。ただし、区長が地区施設その他
これに類するものの整備のためやむを得な
いと認める場合においては、この限りでな
い。

2 及び 3 略

(壁面の位置の制限)

第六条 計画図に表示する別表第二ケ欄に掲げる区域内においては、同表コ欄に規定する境界線から建築物の部分までの距離は、同欄に掲げる距離以上でなければならぬ。

(高さの最高限度)

第七条 計画図に表示する別表第二サ欄に掲げる区域内においては、建築物の高さは、同表シ欄に定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 略

3 前項の規定は、この条例に特別の定めがある場合には、適用しない。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第九条の二 法第八十六条第一項又は第二項(これらの規定を法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定に

2 及び 3 略

(壁面の位置の制限)

第六条 計画図に表示する別表第二キ欄に掲げる区域内においては、同表ク欄に規定する境界線から建築物の部分までの距離は、同欄に掲げる距離以上でなければならぬ。

(高さの最高限度)

第七条 計画図に表示する別表第二ケ欄に掲げる区域内においては、建築物の高さは、同表コ欄に定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 略

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第九条の二 法第八十六条第一項又は第二項(これらの規定を法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定に

より一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第三条の二、第四条第一項、第六条又は第七条第一項の規定を適用する。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第三条の二第一項、第四条、第六条又

は第七条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

三 略

2
略

より一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第四条第一項、第六条又は第七条第一項の規定を適用する。

(罰則)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第四条、第六条又

は第七条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

三 略

2
略